

広島県告示第九百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員をして、当該委任を受けた事務の一部を委任させた。

平成二十四年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員	出納員の受任事務の一部の委任を受けた分任出納員	委任した事務	委任した年月日
土木局空港振興課長	広島県広島ヘリポート管理事務所所属する次の職員 堀 田 文 雄	広島県広島ヘリポート管理事務所で収納する県税外収入に係る現金の出納及び保管	平成二十四年一月一五日